

第1回エコパークかごしま安全監視委員会 会議概要

1 開催日時

- 平成23年5月31日（火） 午後7時から7時40分

2 開催場所

- 薩摩川内市（川内ホテル「2階寿の間」）

3 出席者

- 出席委員 10名（委員数 11名）

（敬称略）

川永野自治会：有馬 純郎、有馬 茂

木場茶屋自治会：吉竹 千秋、吉留 淳平

百次大原野自治会：大平 和行、八牟禮 慎作

学識経験者：平田 登基男 鹿児島工業高等専門学校名誉教授、樋口 壮太郎 福岡大学教授

松村 和雄 鹿児島大学教授

薩摩川内市：寺園 良介 薩摩川内市市民福祉部環境課長

- 事業者等

（財）鹿児島県環境整備公社、大成・植村・田島・クボタ特定建設工事共同企業体

- 事務局

鹿児島県環境林務部廃棄物・リサイクル対策課

※欠席委員：北村 良介 鹿児島大学教授

4 会次第

（1）開会

（2）委員長の選任

（3）議事

① 公共関与による産業廃棄物管理型処分場に係る経緯について

② 今後の安全監視委員会の開催について

（4）その他

（5）閉会

5 議事概要

（1）委員長の選任について

- 事務局から、エコパークかごしま安全監視委員会設置要綱及び委員会の所掌事務について説明を行い、その内容を確認しました。その後、委員の互選により、委員長に平田委員を選任しました。

（2）公共関与による産業廃棄物管理型処分場に係る経緯について

- 事務局から、説明を行いました。

(3) 今後の安全監視委員会の開催について

- ・ (財) 鹿児島県環境整備公社が、模型により管理型処分場の施設構造や整備工事の主な工程について説明を行い、その後、事務局が今後の委員会の開催回数や時期等について説明を行いました。

6 主な質疑応答

(1) 年4回程度の開催にこだわらず、委員から要望があった場合には、必要に応じ委員会を開催して欲しい。

- ・ 委員会として、意見のとおり対応します。

(2) 災害が起きた場合、この委員会はどのような役割を果たすのか。

- ・ 災害が起こった場合、公社は委員会に対して、災害等の事象の状況及び対応方針を報告し、調査・検討していただくこととしています。

(3) 委員会の協議内容について、情報公開はどのように進める予定か。

- ・ 委員会概要や委員会資料等については、県や公社のホームページで公表するとともに、公社だよりにも掲載するなど、情報公開を行うこととしています。

(4) 道幅の狭い箇所もあることから、工事中は警備員を配置するなど交通安全対策を講じて欲しい。

- ・ 環境保全協定書第4条に基づき、十分な交通安全対策を図っていきます。

(5) 次回は、詳細な工事工程を示して欲しい。

- ・ 第2回委員会で、詳細な工事工程を示します。

7 資料

- ・ 公共関与による産業廃棄物管理型処分場に係る経緯について
- ・ 今後の安全監視委員会の開催について
- ・ エコパークかごしま（仮称）整備工事の主な工程（概要）
- ・ エコパークかごしま安全監視委員会設置要綱
- ・ エコパークかごしま安全監視委員会 委員名簿
- ・ 安全監視委員会の所掌事務
- ・ 産業廃棄物管理型最終処分場に係る環境保全協定書 （別冊）



第1回エコパークかごしま安全監視委員会

会 次 第

日 時：平成23年5月31日（火）

午後7時～

場 所：川内ホテル（2階：寿の間）

1 開 会

2 委員長の選任

3 議 事

（1）公共関与による産業廃棄物管理型処分場に係る経緯について

（2）今後の安全監視委員会の開催について

4 その他の

5 閉 会

第1回エコパークかごしま安全監視委員会 出席者名簿

区分	所 属・職	氏 名	備 考
委 員	川永野自治会 副会長	有 馬 純 郎	
	" 会員	有 馬 茂	
	木場茶屋自治会 会長	吉 竹 千 秋	
	" 副会長	吉 留 淳 平	
	百次大原野自治会 会長	大 平 和 行	
	" 会員	八 牟 禮 慎 作	
	鹿児島工業高等専門学校 名誉教授	平 田 登 基 男	
	福岡大学大学院 教授	樋 口 壮 太 郎	
	鹿児島大学大学院 教授	松 村 和 雄	
	薩摩川内市市民福祉部環境課 課長	寺 園 良 介	

薩 摩 川 内 市	薩摩川内市市民福祉部環境課 廃棄物対策グループ員	早瀬 孝一	
-----------	--------------------------	-------	--

事 務 局	鹿児島県環境林務部廃棄物・リサイクル対策課 課長	中 菌 良 郎	
	" 参事	堀 脇 健 一 郎	
	" 主幹	上 片 平 文 裕	
公 社	(財)鹿児島県環境整備公社 専務理事兼事務局長	新 川 龍 郎	
	" 事務局次長	別 府 辰 美	
	" 総務課長	笹 山 正 樹	
	" 建設課長	福 永 和 久	
	" 技術補佐	大 津 瞳 雄	
	" 技術主査	倉 山 真 一	
	" 技術主査	下 大 田 国 弘	
	" 土木技師	樋 口 雅 也	
施 工 業 者	大成・植村・田島・クボタ特定建設工事共同企業体 現場代理人	松 井 孝	
	" 工事課長	平 川 勝 彦	
	" 事務担当	山 崎 貴 曜	

第1回エコパークかごしま安全監視委員会資料

・ 公共関与による産業廃棄物管理型処分場に係る経緯について	1
・ 今後の安全監視委員会の開催について	2
・ エコパークかごしま(仮称)整備工事の主な工程(概要)	3
・ エコパークかごしま安全監視委員会設置要綱	4
・ エコパークかごしま安全監視委員会 委員名簿	5
・ 安全監視委員会の所掌事務	6
・ 産業廃棄物管理型最終処分場に係る環境保全協定書	別冊

公共関与による産業廃棄物管理型処分場に係る経緯について

平成19年5月 薩摩川内市川永野地区を候補地に選定

平成19年8月
～20年7月 立地可能性等調査

平成20年6月
平成20年8月} 関係自治会と知事との意見交換

平成20年9月 同地を整備地に決定

平成22年1月 基本計画を策定

平成22年3月 基本設計を終了

平成22年4月 県環境整備公社から県指導要綱に基づく事前協議書提出

平成22年10月 落札業者決定、実施設計着手（～平成23年3月）

平成22年12月 指導要綱に基づく事前協議終了

平成22年12月 県環境整備公社から廃棄物処理法に基づく設置許可申請

平成23年1月 川永野・木場茶屋・百次大原野自治会と環境保全協定等
を締結

平成23年3月 廃棄物処理法に基づく設置許可

平成23年4月 薩摩川内市と環境保全協定を締結

平成23年4月 国庫補助金内示

平成23年4月 環境省へ補助金交付申請

今後の安全監視委員会の開催について

1 第2回委員会（平成23年8月頃）

① 工事の施工状況調査・検討

造成工事（防災調整池、貯留構造物等）、地下水集排水施設工事、貯留構造物工事 等

② 環境保全協定の履行状況の調査・検討

環境保全協定書第3条（周辺環境対策）、第4条（交通安全対策）、第5条（災害防止対策）、第6条（作業員等の指導等）

2 第3回以降の委員会（工事の進捗状況等に応じて、開催する）

① 工事の施工状況調査・検討

工事の進捗状況に応じた調査・検討

② 環境保全協定の履行状況の調査・検討

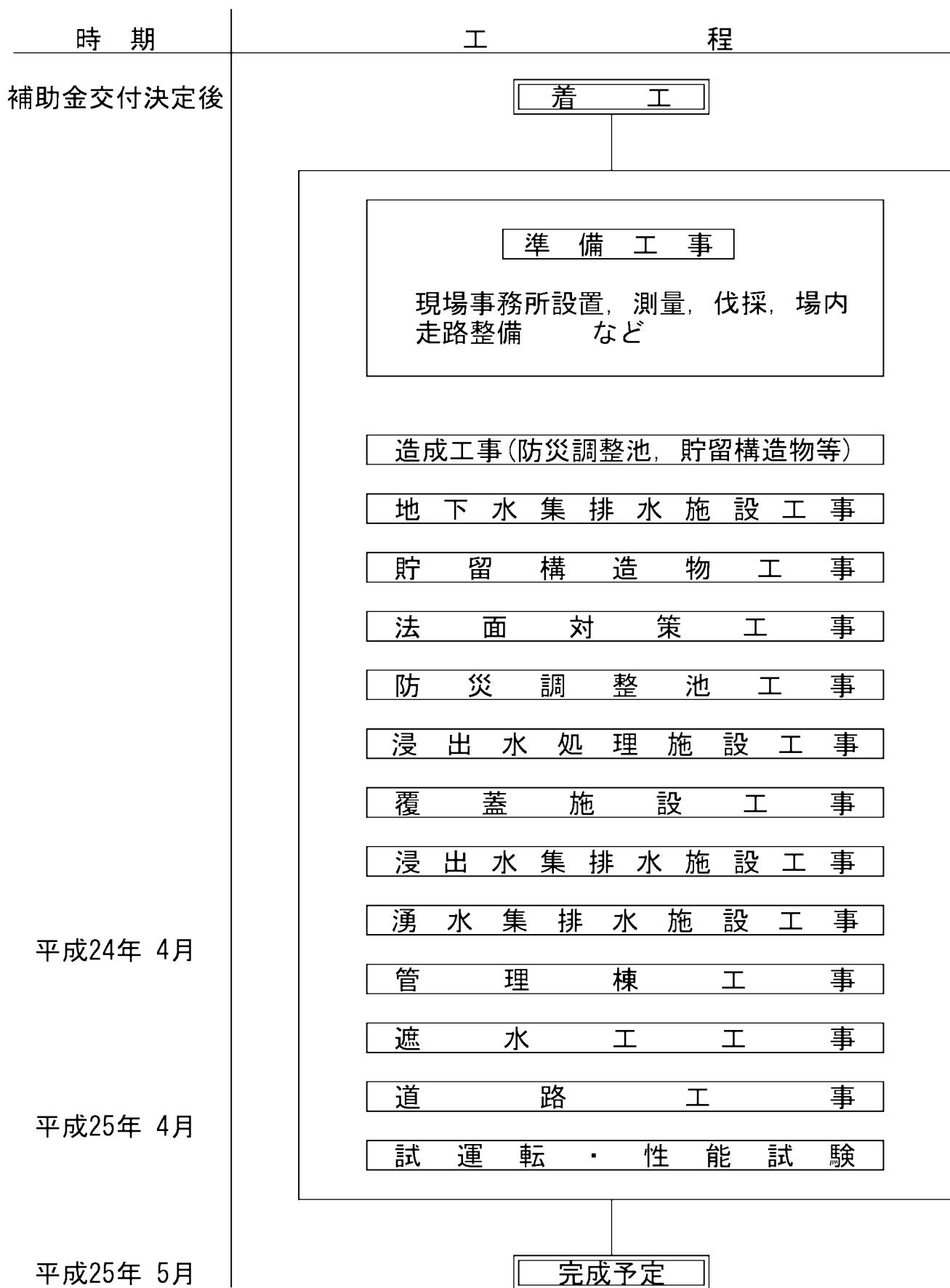
環境保全協定書第3条（周辺環境対策）、第4条（交通安全対策）、第5条（災害防止対策）、第6条（作業員等の指導等）

3 その他

① 開催回数は、年4回程度を基本とする。

② 整備工事の主な工程は、別紙のとおり。

エコパークかごしま（仮称）整備工事の主な工程（概要）



注) 大まかな工程を示したものであり、各工事は併行して進捗する場合がある。

エコパークかごしま安全監視委員会設置要綱

(目的)

第1条 財団法人鹿児島県環境整備公社が設置する産業廃棄物管理型最終処分場（以下「管理型処分場」という。）の建設及び運営に当たって、地域住民の安全の確保及び生活環境の保全を図るため、管理型処分場に係る環境保全協定書（以下「協定書」という。）第18条の規定に基づき、エコパークかごしま安全監視委員会（以下「安全監視委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 安全監視委員会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 協定書第19条の規定に基づく立入調査等による次に掲げる調査・検討
 - ア 管理型処分場の施工状況及び建設時における周辺環境対策等の協定書に定める事項の履行状況に関すること
 - イ 管理型処分場の運営時における廃棄物の搬入管理及び管理型処分場の維持管理等の協定書に定める事項の履行状況に関すること
 - ウ その他、管理型処分場の建設及び運営に当たっての地域住民の安全の確保及び生活環境の保全に関すること
- (2) 前号に係る関係自治会、薩摩川内市、鹿児島県への報告及び公表

(組織)

第3条 安全監視委員会は、関係自治会、学識経験者及び薩摩川内市で構成する。

- 2 安全監視委員会に、委員長を置く。
- 3 委員長は、委員の互選により選任する。
- 4 委員長は、安全監視委員会を代表し、会務を統括する。
- 5 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長が指名する委員がその職務を代理する。
- 6 安全監視委員会の事務を処理するため、鹿児島県廃棄物・リサイクル対策課に事務局を置く。

(会議)

第4条 安全監視委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。
- 3 会議は、原則として公開とする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、安全監視委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が安全監視委員会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月2日から施行する。

エコパークかごしま安全監視委員会 委員

項目	氏名	役職	専門
自治会	有馬 純郎	川永野自治会 副会長	
	有馬 茂	" 会員	
	吉竹 千秋	木場茶屋自治会 会長	
	吉留 淳平	" 副会長	
	大平 和行	百次大原野自治会 会長	
	八牟禮慎作	" 会員	
学識経験者	平田登基男	鹿児島工業高等専門学校 名誉教授	土木工学
	樋口壯太郎	福岡大学 大学院工学研究科 教授	衛生工学
	北村 良介	鹿児島大学 大学院理工学研究科 教授	土木工学
	松村 和雄	鹿児島大学 大学院理工学研究科 教授	建築学
薩摩川内市	寺園 良介	薩摩川内市市民福祉部環境課長	

(平成23年5月2日現在)

安全監視委員会の所掌事務

所掌事務としては、環境保全協定書（以下「協定書」という。）の規定に基づく立入調査等による調査・検討等や関係者への報告・公表を行うものとする。

なお、立入調査等による調査・検討等の具体的な主な内容については、次のとおりとする。

1 管理型処分場の施工状況及び建設時における周辺環境対策等の協定書に定める事項の履行状況に関すること

(1) 施工状況

- ・ 集排水施設工事の施工状況（地下水、湧水、浸出水）
- ・ 貯留構造物工事の施工状況
- ・ 浸出水処理施設工事の施工状況（プラント設置、貯水槽の防水、浸出水処理系統の確認 等）
- ・ 覆蓋施設工事の施工状況（柱基礎岩盤の確認、柱と遮水工との接続部、雨水浸入防止状況 等）
- ・ 遮水工工事の施工状況（シートの敷設及び継ぎ目処理、中間保護層、漏水検知システム、遮水工最上部の保護層 等） など

(2) 建設時における周辺環境対策等の協定書に定める履行状況に関すること

- ・ 周辺環境対策（協定書 § 3）
(粉塵防止対策、工事用車両等の排出ガス対策、水質汚濁防止対策、騒音・振動防止対策)
- ・ 交通安全対策（協定書 § 4）
- ・ 災害防止対策（協定書 § 5）
- ・ 作業員等の指導等（協定書 § 6）

2 管理型処分場の運営時における廃棄物の搬入管理及び管理型処分場の維持管理等の協定書に定める事項の履行状況に関すること

- ・ 廃棄物の種類等（協定書 § 7）
- ・ 廃棄物の埋立期間（協定書 § 8）
- ・ 搬入日及び搬入時間（協定書 § 9）
- ・ 搬入経路（協定書 § 10）
- ・ 交通安全対策（協定書 § 11）
- ・ 搬入管理（協定書 § 12）（目視による確認、抜取検査、展開検査 等）
- ・ 管理型処分場の維持管理（協定書 § 13）（施設管理、環境モニタリング）
- ・ 埋立終了後の維持管理（協定書 § 14）
- ・ 定期報告（協定書 § 15）（搬入実績、環境モニタリング結果）
- ・ 異常時の対応（協定書 § 16）
- ・ 防災対策（協定書 § 17）

3 その他、管理型処分場の建設及び運営に当たっての地域住民の安全の確保及び生活環境の保全に関すること

- ・ 委員会が調査・検討することが必要であると認めた事項

産業廃棄物管理型最終処分場に係る

環境保全協定書

財団法人鹿児島県環境整備公社
鹿 児 島 県
川 永 野 自 治 会
木 場 茶 屋 自 治 会
百 次 大 原 野 自 治 会

産業廃棄物管理型最終処分場に係る環境保全協定書

財団法人鹿児島県環境整備公社（以下「甲」という。）、鹿児島県（以下「乙」という。）並びに川永野自治会、木場茶屋自治会及び百次大原野自治会（以下「丙」という。）は、甲が薩摩川内市川永野地区に設置する産業廃棄物管理型最終処分場（以下「管理型処分場」という。）の建設及び管理型処分場が廃止されるまでの間の運営（以下「建設及び運営」という。）に関し、薩摩川内市（以下「丁」という。）を立会人として、産業廃棄物管理型最終処分場に係る基本協定書第5条に基づき、次のとおり産業廃棄物管理型最終処分場に係る環境保全協定（以下「協定」という。）を締結する。

第1章 総括事項

（目的）

第1条 この協定は、管理型処分場の建設及び運営に関して必要な措置を講じ、丙の地域住民（以下「地域住民」という。）の安全の確保及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

（基本的事項）

第2条 甲は、埋立地（産業廃棄物の埋立容量60万立方メートル）、覆蓋施設、遮水工、浸出水処理施設、集排水施設、管理施設及びその他の施設からなる管理型処分場を整備するものとする。

2 甲は、管理型処分場の建設及び運営に当たって、地域住民の安全の確保及び生活環境を保全するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）、鹿児島県外産業廃棄物及び県外汚染土壌の搬入の許可に関する条例（平成22年鹿児島県条例第34号）、鹿児島県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱（平成3年鹿児島県告示第941号）及びその他の関係法規を遵守するとともに、地域住民の生活環境の保全に関する意向に配慮するものとする。

3 乙は、管理型処分場の建設及び運営について、責任を持って甲に対し指導、助言、その他必要な支援を行うとともに、最終的な責任を負うものとする。

4 丙は、管理型処分場の建設及び運営に当たって、甲が実施する生活環境保全対策に協力するとともに、地域住民の安全の確保及び生活環境の保全が図られるよう監視することができるものとする。

第2章 建設

(周辺環境対策)

第3条 甲は、管理型処分場の建設に当たって、建設地周辺や下流域の環境への影響を低減するため、次のとおり環境保全対策を行うものとする。

(1) 粉塵防止対策

造成工事時の土砂の掘削、積込み及び運搬等の作業による粉塵発生を防止するため、路面及び工事用車両の清掃及び散水を徹底するものとする。

(2) 工事用車両、施工機械による排出ガス対策

排出ガスの発生を抑制するため、低公害車等の使用に努めるとともに、アイドリングストップの励行などを徹底するものとする。

(3) 水質汚濁防止対策

河川の水質汚濁を防止するため、仮設沈砂池を設置するなどの対策を講じるものとする。

(4) 騒音、振動防止対策

ア 施工に当たっては、騒音、振動の防止を図るため、低騒音、低振動型の機械を使用し、機械配置及び工法の選定に配慮するとともに、必要に応じて騒音、振動の測定を行うものとする。

イ 工事用車両の公道における走行は、法定速度、規制速度の遵守を徹底するものとする。

(交通安全対策)

第4条 甲は、管理型処分場の建設に当たって、地域住民の交通事故等を防止するため、次のとおり交通安全対策を講じるものとする。

(1) 地元車両を優先すること。

(2) 法定速度、規制速度を遵守し、交通安全に十分配慮すること。

(3) 原則として、朝夕の通勤・通学の時間帯を避けた運行計画とすること。

(4) 違法停車、違法駐車の禁止を徹底すること。

(5) 道路交通安全上、必要と思われる場合は、警備員等を配置するなどの対策を講じること。

(6) 工事用車両を判別できるようにすること。

(7) 工事用車両の経路は、災害等により通行が不能となる場合を除き、別紙1に定めるものとすること。

(災害防止対策)

第5条 甲は、管理型処分場の建設時における災害の発生を未然に防止するため、必要な対策を講じるものとする。

(作業員等の指導等)

第6条 甲は、施工業者等に対し、管理型処分場の建設に従事する作業員等に講習会等を受講させるなど工事の安全に関する意識の向上を図るとともに、環境保全にも十分配慮するよう指導監督するものとする。

第3章 運営

(産業廃棄物の種類等)

第7条 管理型処分場に搬入できる産業廃棄物の種類は、別表1のとおりとする。

- 2 搬入する産業廃棄物は、原則として鹿児島県内で発生したものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、災害等緊急やむを得ない場合は、事前に乙及び丙と協議して定めるものとする。

(埋立期間)

第8条 甲が、産業廃棄物の埋立を行うことができる期間（以下「埋立期間」という。）は、埋立開始の日から15年間とするものとする。

- 2 甲は、前項の埋立期間を変更するときは、あらかじめ丙と協議するものとする。

(搬入日及び搬入時間)

第9条 産業廃棄物の管理型処分場への搬入日は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日を除くものとする。

- 2 前項の各日における搬入時間は午前9時から午後4時までとするものとする。
- 3 災害等やむを得ない事情により、搬入日及び搬入時間を変更する必要が生じた場合は、丙と協議するものとする。

(経路)

第10条 産業廃棄物の運搬車両の経路は、別紙2に定める国道3号隈之城バイパスの木場茶屋交差点を出入り口としたものとする。

- 2 災害等やむを得ない事情により、別紙2と異なる経路を定める必要が生じた場合は、丙と協議するものとする。

(交通安全対策)

第11条 甲は、管理型処分場の運営に当たって、地域住民の交通事故等を防止するため、次のとおり交通安全対策を講じるものとする。

- (1) 地元車両を優先すること。
- (2) 法定速度、規制速度を遵守し、交通安全に十分配慮すること。
- (3) 原則として、朝夕の通勤・通学の時間帯を避けた運行計画とすること。
- (4) 違法停車、違法駐車の禁止を徹底すること。

(搬入管理)

第12条 甲は、産業廃棄物を排出する事業者（以下「排出事業者」という。）から廃棄物処理法施行令第6条第1項第3号で定める基準（以下「受入基準」という。）に適合する産業廃棄物を受け入れるものとする。

- 2 甲は、産業廃棄物の受入れに当たっては、排出事業者に対し産業廃棄物の発生工程、使用する原材料及び性状に関する資料の提出を求めるとともに、排出事業者の事業所の立入調査及び産業廃棄物の分析等を行い、受入基準の適否を審査するものとする。
- 3 甲は、前項により審査した結果、受入基準に適合していると認めるとときは、排出事業者と産業廃棄物の処理に関する委託契約を締結するものとする。
- 4 甲は、産業廃棄物が管理型処分場に搬入される時点で、書類審査、目視による確認、抜取検査及び展開検査を実施し、産業廃棄物の性状を確認するものとする。
- 5 甲は、前項により確認した結果、委託契約に違反すると認められたときは、搬入を認めないものとする。
- 6 甲は、産業廃棄物の運搬車両について、事前に登録するとともに判別できるようにするものとする。
- 7 甲は、産業廃棄物の適正な搬入管理のため、排出事業者、収集運搬業者及び搬入に従事する者への指導を徹底するものとする。

(管理型処分場の維持管理)

第13条 甲は、管理型処分場の機能が完全に發揮できるよう、維持管理に関するマニュアルを作成するなど、リスク管理を含めた維持管理体制の確立を図るものとする。

- 2 甲は、前項の維持管理に関するマニュアルの作成に当たっては、乙及び丙と協議するものとする。
- 3 甲は、別表2に掲げる調査項目について、同表に掲げる調査地点において環境モニタリングを実施し、その結果を公表するものとする。

4 甲は、管理型処分場において発生する浸出水については、河川に放流せず、浸出水処理施設で処理した後、管理型処分場内で循環利用するものとする。

(埋立終了後の維持管理)

第14条 甲は、産業廃棄物の埋立の終了に当たっては、事前に乙及び丙に報告するものとし、埋立の終了後は、乙から管理型処分場の廃止確認を受けるまでの間は、適正に管理型処分場の維持管理を行うものとする。

(定期報告)

第15条 甲は、搬入実績及び別表2に掲げる各種のモニタリング結果について、毎月乙及び丙に報告するものとする。

(異常時の対応)

第16条 甲は、管理型処分場で周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれのある故障又は事故が発生した場合には、直ちに搬入を停止し、適切な措置を講じるとともに、その状況を速やかに乙及び丙に報告するものとする。

2 甲は、事故等の原因を究明し、再発防止のための措置を講じた後でなければ産業廃棄物の搬入を再開してはならないものとする。

(防災対策)

第17条 甲は、台風、地震等による自然災害等が発生した場合、直ちに対応できるよう危機管理に関するマニュアルを作成するなど、必要な対策を講じるものとする。

2 甲は、前項の危機管理に関するマニュアルの作成に当たっては、乙及び丙と協議するものとする。

第4章 その他

(安全監視委員会の設置)

第18条 管理型処分場の建設及び運営に当たり、地域住民の安全の確保及び生活環境の保全を図るため、甲、乙及び丙の協議により安全監視委員会を設置するものとする。

2 安全監視委員会に関し必要な事項は別に定めるものとする。

(立入調査等)

第19条 甲は、管理型処分場の建設及び運営に当たり、地域住民の安全の確保及び生活環境の保全を図るため必要と認められる場合は、地域住民、安全監視委員会及び同委員会が指定する者の管理型処分場への立入調査を受け入れるものとする。

2 甲は、地域住民から管理型処分場の維持管理に関する資料の閲覧又は謄写の請求があった場合は、甲の定める情報公開規程に基づき対応するものとする。

3 甲は、前2項について、誠意を持って対応するものとする。

(苦情処理)

第20条 甲は、地域住民から管理型処分場の建設及び運営に関して苦情を受けたときは、誠意を持って迅速に処理するものとする。

(被害の補償)

第21条 甲は、管理型処分場の建設及び運営に起因して地域住民に被害を与えた場合は、丙と協議の上、乙の支援を得て、誠意を持ってその損害を賠償するものとする。

(施設の変更)

第22条 甲は、管理型処分場の施設の改良又は変更（廃棄物処理法第15条の2の5第1項ただし書きに定める軽微な変更を除く。）を行う場合は、乙及び丙と協議するものとする。

(その他)

第23条 甲は、管理型処分場の建設及び運営に関し、必要な規程等を定める場合は、乙及び丙と協議するものとする。

2 この協定に定めのない事項が生じたとき、又はこの協定に定める事項について疑義が生じたとき若しくは協定を変更する必要が生じたときは、その都度、丁を立会人として、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書6通を作成し、甲、乙、丙及び丁それぞれが記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成23年1月12日

甲 財団法人鹿児島県環境整備公社 理事長 山田 裕章

乙 鹿児島県 知事 伊藤 祐一郎

丙 川永野自治会 会長 堀之内 一

木場茶屋自治会 会長 吉竹 千秋

百次大原野自治会 会長 大平 和行

(立会人)

丁 薩摩川内市 市長 岩切 秀雄

別表1（第7条関係）

産業廃棄物の種類
(産業廃棄物) 燃え殻, 汚泥, 廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 繊維くず, 動植物性残さ, ゴムくず, 金属くず, ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず, 鉱さい, がれき類, ばいじん, 13号廃棄物

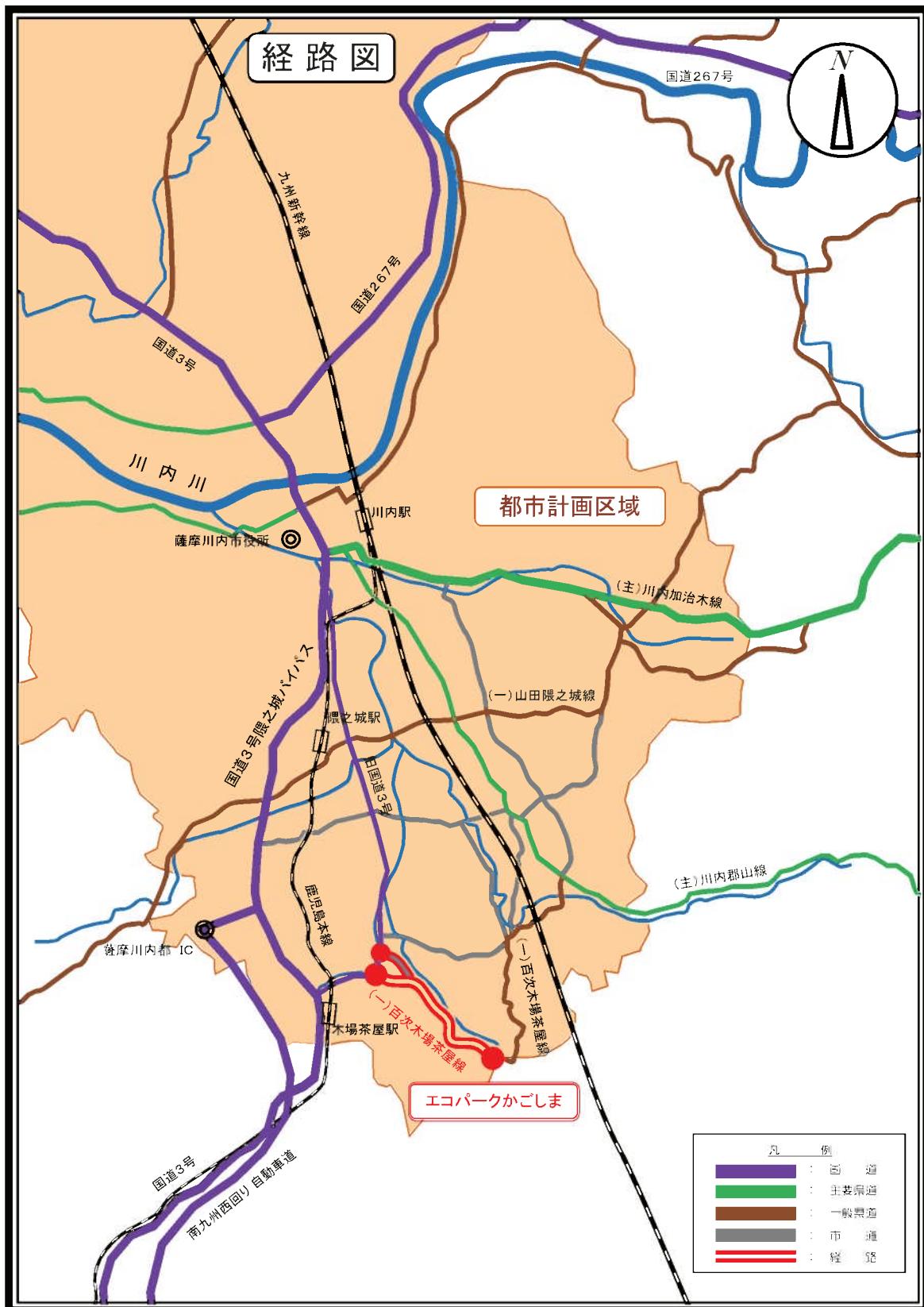
別表2 (第13条、第15条関係)

項目	調査地點	頻度	調査項目
浸出水(原水)	浸出水処理施設	毎日	pH, 電気伝導率
		月1回	BOD, COD, SS, 硝素含有量, 塩化物イオン濃度
		年1回	アルキル水銀化合物, 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物, カドミウム及びその化合物, 鉛及びその化合物, 有機燐化合物, 六価クロム化合物, 硒素及びその化合物, シアン化合物, ポリ塩化ビフェニル(以下「P C B」という。), トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン, ジクロロメタン, 四塩化炭素, 1,2-ジクロロエタン, 1,1-ジクロロエチレン, シス-1,2-ジクロロエチレン, 1,1,1-トリクロロエタン, 1,1,2-トリクロロエタン, 1,3-ジクロロプロペン, チウラム, シマジン, チオベンカルブ, ベンゼン, セレン及びその化合物, ほう素及びその化合物, ふっ素及びその化合物, アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物, ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量, 動植物油脂類含有量), フェノール類含有量, 銅含有量, 亜鉛含有量, 溶解性鉄含有量, 溶解性マンガン含有量, クロム含有量, ダイオキシン類
浸出水(処理水)	浸出水処理施設	毎日	pH, 電気伝導率
		月1回	BOD, COD, SS, 硝素含有量, 燐含有量, 大腸菌群数
		年2回	アルキル水銀化合物, 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物, カドミウム及びその化合物, 鉛及びその化合物, 有機燐化合物, 六価クロム化合物, 硒素及びその化合物, シアン化合物, P C B, トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン, ジクロロメタン, 四塩化炭素, 1,2-ジクロロエタン, 1,1-ジクロロエチレン, シス-1,2-ジクロロエチレン, 1,1,1-トリクロロエタン, 1,1,2-トリクロロエタン, 1,3-ジクロロプロペン, チウラム, シマジン, チオベンカルブ, ベンゼン, セレン及びその化合物, ほう素及びその化合物, ふっ素及びその化合物, アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物, ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量, 動植物油脂類含有量), フェノール類含有量, 銅含有量, 亜鉛含有量, 溶解性鉄含有量, 溶解性マンガン含有量, クロム含有量, ダイオキシン類

項目	調査地点	頻度	調査項目
地下水	地下水集排水ピット（1地点）	常時	pH, 電気伝導率
		月1回	塩化物イオン
		年2回	カドミウム, 全シアン, 鉛, 六価クロム, 硒素, 総水銀, アルキル水銀, 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素, ふつ素, ほう素
	モニタリング用観測井戸（2地点）	年1回	PCB, トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン, ジクロロメタン, 四塩化炭素, 1,2-ジクロロエタン, 1,1-ジクロロエチレン, シス-1,2-ジクロロエチレン, 1,1,1-トリクロロエタン, 1,1,2-トリクロロエタン, 1,3-ジクロロプロペン, チウラム, シマジン, チオベンカルブ, ベンゼン, セレン, ダイオキシン類
		年2回	カドミウム, 全シアン, 鉛, 六価クロム, 硒素, 総水銀, アルキル水銀, 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素, ふつ素, ほう素
		年1回	PCB, トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン, ジクロロメタン, 四塩化炭素, 1,2-ジクロロエタン, 1,1-ジクロロエチレン, シス-1,2-ジクロロエチレン, 1,1,1-トリクロロエタン, 1,1,2-トリクロロエタン, 1,3-ジクロロプロペン, チウラム, シマジン, チオベンカルブ, ベンゼン, セレン, ダイオキシン類
大気質	敷地境界（1地点）	開始時 及び 必要時	粉じん
騒音	敷地境界（1地点）	開始時 及び 必要時	騒音レベル
振動	敷地境界（1地点）	開始時 及び 必要時	振動レベル
悪臭	敷地境界（1地点）	年1回	臭気濃度（必要に応じ、以下の項目を実施する） アンモニア, 硫化水素, メチルメルカプタン, 硫化メチル, 二硫化メチル, トリメチルアミン, アセトアルデヒド, プロピオンアルデヒド, ノルマルブチルアルデヒド, イソブチルアルデヒド, ノルマルバレルアルデヒド, イソバレルアルデヒド, イソブタノール, 酢酸エチル, メチルイソブチルケトン, トルエン, スチレン, キシレン, プロピオン酸, ノルマル酪酸, ノルマル吉草酸, イソ吉草酸 (以上、特定悪臭物質22項目)

項目	調査地点	頻度	調査項目
河川水	河川 管理型 処分場 (2 地点) 下流	年2回	pH, 電気伝導率, 塩化物イオン, SS, カドミウム, 全シアン, 鉛, 六価クロム, 硒素, 総水銀, 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素, ふつ素, ほう素, セレン
井戸水	関係 地域内 井戸	年1回	pH, 電気伝導率, 塩化物イオン, 一般細菌, 大腸菌, 有機物, 味, 臭気, 色度, 濁度

別紙1



別紙2

